時事新報の特派員

今度の朝鮮事件は其起因、東學黨の内亂なれども延て日清兩國の間に波瀾を生じ今後の成行は刮目して見るべきものあらん本社は此際の報道を詳かにして讀者に遺憾なからしめんが爲め左の各地に社員を特派せり

朝鮮京城仁川間　高見　亀氏
朝鮮仁川　杉幾太郎氏
馬關　山崎知遠氏
馬關　石川　信氏

尚ほ事の模樣に依りては引續き社員を特派する覺悟なるを以て本社は嘗め部署を定め後報の到るを待つ

來る八月の石版附錄

本社の豫約せる十二箇月石版附錄中本月の分は去る十三日を以て讀者に配布す次る八月に發行する第五回の分は同月三日を以て發兌すべし今回は

印藤眞楯氏の　夕涼

朝鮮國全圖

本月一日の本紙に附錄としたる朝鮮國全圖は印刷枚數寡からざりしも各地の需用夥しく爲めに賣切れて一時需めに應ずる能はざりしが今度再版に附したれば同附錄のみならば左の定價を以て廣く需めに應ずるを得べし

朝鮮圖全圖（本月一日附錄）　一枚　一錢五厘
郵稅一枚二錢、（一纏め七枚に付二錢）

時事新報

袁世凱を退去せしむるまと容易ならず

朝鮮改革の目的を全ふせんとするには其改革に反對なる支那政府を代表して京城に駐在する彼の袁世凱を退去せしむるみと必要なりとの意味は前號の紙上に論じたる如くなれども實際に立入て考ふれば袁の退去談も容易ならざるものあるが如し朝鮮の政府が眞實の心より日本の申込に同意して改革の實を擧げ自國自立の體面を全ふするの考あるに於ては萬端好都合にして何事も意の如く行はる可きなれども彼の政府の有樣を見れば此際止むを得ず改革の端緒に着手したるまでのみとにして素より日本の申込に同意して其實を行はんとするものに非ず實際の政權は矢張り閔族の手に在りて滿廷の官吏何れも事大黨の人ならざるはなく百事支那政府の鼻息を窺ふて其成を仰ぐのみ或は今回多少の更迭もありて改革委員なぞの任命を見るに至りしは日本の勢力を彼に及ぼしたるの徵候として認む可きが如くなれども實際は彼の當局者と袁世凱との間には内々氣脈の通ずるありて我に對する掛引の手心は總て袁の方すに出るもの多しとのみとなれば改革國の師範に非ず改革論の人あり事の實行を見る容易ならずと云ふ可し左れば日本の目的を達するが爲めに袁の退去を必要なりとして其手段を如何す可きやと云ふに先づ朝鮮政府をして支那政府に對し其駐在を忌避せしむるみと正當の順序なれども韓清の關係前述の如くなるに於ては朝鮮政府は決して新なる果斷の事に出るみと能はざるのみか袁世凱は大國の使臣、年來事務の爲めに盡力の恩みをれ之を忌避するの理由はなしとて寧ろ日本に向て退去の要求を拒絶するみとならん韓廷の擧動茲に出るときは直接に袁世凱もしくは支那政府に對して退去を求むるの外なけれども彼は本國の命令なき限りは一歩も動くみと能はずと答ふるみとならん勿論彼政府にても退去せしむるの理由なしとて之を拒絶するみとならん茲に至りて如何す可きや彼の牙山の兵の如き次第に依りては我兵力を以て退去を强ふるみとを得べしと雖も袁は現に朝に外交官の名義を以て駐在するものなれば萬一の場合に至れば寧ろ其一身を保護するの義務みそれ之に臨ひに兵力を以てするみと能はざるは國交際の慣例なるが故に自から退かざる以上は如何ともす可らず餘にして京城に在れば一人の力を以て陰に韓廷を操縱するみと甚だ自由にして種々の陰謀を逞ふして日本の政略を妨ぐるに抵目なきみとならん改革の前途容易ならずと云ふ可し凡そ他國の改革を促して文明開化に導かんとするには外より之を促すと同時に其國内に之に應ずるものを生じ内外相應じて始めて目的を達す可し假令ひ強大國の力を以てするも内應者の内援を得ずして獨力以て他國の改革を謀るが如きは極めて困難なりと知る可し例へば我國の如きも四十年前米國人に開國を促されて始めて文明開化の門に入り爾來改進々歩して富强の實を致したる次第なれども其開國の事をして容易に行はれしめたるは決して外國人の獨力に非ず當時一般の氣風は尚ほ未開の域を脱せずして鎖國攘夷の最中なるにも拘はらず彼の洋學者即ち當時の蘭學者の一類は夙に西洋の書を讀み理を講じて西洋の事情を解したるもの多かりしが故に米人を始めとして諸外國人の來りて開國を促すに際し内より應じて其必要を說き文明開化を國に輸入するの一事に就ては恰も彼に内應し内外相應じて事を推進するの是を一定せしめ開國の事を容易ならしめたるのみ若しも日本國に百年來蘭學の素養なく開國の當時に豪傑なる蘭學者なくして突然外國人に接し文明開化を鎖國攘夷との兩極端を互に撞着せしめたらんには其破裂は必然の勢にして假令ひ米國人の力を以てするも容易に開國の目的を達するみと能はざりしならん他國の改革に内應の必要を知る可きなり日本人が始めて朝鮮國を開きたるは明治九年の事にして苟も彼を文明開化に導いて先進者の任務を果さんとするには自から之に對するの法もありしならんに單に其國を開かしめたるのみにて國事の改革に至ては毫も勉むる所なきのみか殊に十七年以來は全く虞外に抛棄して他の自由操縱に一任せしめたる其結果として彼國一般の氣風はます〳〵守舊事大の一方に傾き一人として心を日本に寄するものなく文明開化の事を斷念せしむるに至りしかそ是非なき次第なれ即ち今回の改革に就ても滿廷の官吏悉皆事大黨の人物のみにして内より之に應じて事を企つるものとてはなく兵力を以て之に臨みながら容易に目的を達するみと能はず袁世凱一人を退去せしむる小事件さへも意の如くならずして其手段に當惑の色ありと云ふ是竟年來の政略宜しきを得ざりし爲めにして今更ら云ふも甲斐なしと雖も我輩の返す〳〵も遺憾に堪へざる所なり

雜報

○清國再度の出師準備

昨日午前十時天津發にて東京に達したる電報は左の如し

清國は先年哥老會の騷擾に際し盛字軍を出して居りしより再度の出師準備を爲すに至りしが今度清國は兵器彈藥の運搬を止場浦に於て兵器彈藥より兵數を增加し來りて兵は全部の出師準備を爲すに至りしと

同じく天津發にて東京に達したる電報は左の如し

今度清國は先年哥老會の騷擾に際し盛字軍を出して居りしより再度の出師準備を爲すに至りしが今度清國は兵器彈藥の運搬を止場浦に於て兵器彈藥より兵數を增加し來りて兵は全部の出師準備を爲すに至りしと

○北里博士と病研究所

北里博士より病研究所に「余は高木昨日着して大國の軍備、喰一夜製造の軍隊なり勇兵の本場と云ふ可し

○畢生の耻辱

朝南は先年哥老會の騷擾地なり氏は巨萬の富を有し權勢は王者を凌ぐ人なり氏は宗教に粗暴殺伐にも又露國と云ふ可し

官報

○勅令

朕陸軍現役下士上等兵再服役條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年七月十六日

陸軍大臣　伯爵大山巖

○勅令第百十五號

陸軍現役下士上等兵再服役條例

第一條　現役終期ノ下士及上等兵ハ陸軍大臣ノ命令ニ依リ再服役ヲ許フコトヲ得但豊芻兵科下士上等兵ノ再服役ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二條　亀田兵條例ニ依リ服役スル下士上等兵ハ再服役ヲ許サス

上等兵ノ再服役ハ許スハ下士タルノ技能ヲ有スル者ニ限ル

第三條　再服役ハ滿一年ヲ以テ一期トス但滿七年以上服役シ仍服役中ノ者ハ滿三年若クハ二年ヲ以テ一期トシ定服年齡ニ達スル迄服役之ヲ許フコトヲ得

一期間ニ於テ定服年齡ニ達スル者ハ其ノ定服迄之ヲ許フモノトス

再服役ハ自己所屬ノ中隊若クハ所屬諸本部諸官廳ニ於テスルモノトス

第三條　下士上等兵ノ再服役ハ中隊ニ在テハ其ノ所屬中隊長ニ出願シ隊中隊長ハ聯隊ノ命ヲ受ケ聯隊長（聯隊ヲ爲サヽル隊ニ在テハ其ノ隊長、以下同シ）ノ認可ヲ請フヘシ

諸本部諸官廳ニ在テハ屬長官ニ出願スヘシ但屬長官等隊長ト同論ノ權ナキトキハ聯隊長若クハ之ト同等以上ノ權アル長官ノ認可ヲ請フヘシ再服役ヲ許可シタルトキハ等級等ヲ中隊長若クハ屬長官ニ出スヘシ

第四條　再服役中軍隊若クハ輜重隊ニ於テ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ刑期中ノ日數役年期ニ算入セス

第五條　再服役中本人ノ愛又ハ二アラサレハ一家ノ生計ヲ營ミ難キ事故アルトキハ再服役ヲ免スルコトヲ得

第六條　再服役中實際ヲ失ハサル疾病ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ刑期ノ日數役年期ニ算入セス

第七條　再服役中本人ノ愛又ハ二アラサレハ一家ノ生計ヲ營ミ難キ事故アルトキハ再服役ヲ停止ス

第八條　再服役中傷痍疾病ニ依リ現役ニ堪ヘサル者ハ再服役ヲ停止ス

第九條　再服役中傷痍疾病ニ依リ帶備後備ノ役ニ堪ヘサル者ハ聯隊長其他ニ編入

第十條　再服役中傷痍疾病ニ依リ永久服役ニ堪ヘサル者ハ兵役ヲ免ス

第十一條　第七條第八條第九條第十條ニ當ル者アルトキハ聯隊長若クハ之ト同等以上ノ權アル長官（軍事部衛生部ニ在テハ經理局長醫務局長以下同シ）ノ認可ヲ請ヒ其ノ處分ヲ爲ス但師團長若クハ之ト同等以上ノ權アル長官ニ在テハ自カラ之ヲ處分ス

第十二條　再服役終期ニ至リタル者及ハ第五條第七條及第八條ニ當ル者ニシテ再服役中百年ニ滿タサル者ハ後備役ニ服セシム

第十三條　再服役終期ニ至リタル者其ノ服役滿十二箇年ヲ過クルモ仍其ノ年齡ヲ定メ後備役ニ服セシムコトヲ志願スルトキハ聯隊長若クハ之ト同等以上ノ權アル長官其ノ服役ヲ許可スルコトヲ得

聯隊長若クハ之ト同等以上ノ權アル長官前項ノ服役ヲ許可シタルトキハ本人所轄ノ大隊區司令官ニ通報スヘシ

第十四條　再服役終期既ニ滿ルト雖モ眼時或ハ事變ニ際スルトキ若クハ臨時召集ニ應スルトキハ再服役ヲ延ス

前項ノ召集ニ應スル兵ノ事アルトキ若クハ航海中或ハ外國駐劄中ハ其ノ期限ヲ延スコトアルヘシ

○省令

○文部省令第十七號

明治二十七年勅令第七十五號高等學校令第四條ニ依リ第三高等學校ニ設置スル法學部工學部及各高等學校ニ設置スル醫學部ノ學科目及講座ノ數左ノ如シ

明治二十七年七月十七日　文部大臣　井上毅

法學部

法學通論	二講座
民事訴訟法法律	二講座
刑法刑事訴訟法	二講座
國際法	一講座

前ニ掲ケタル學科目ノ外必修科トシテ國語及漢文、論理、體操ヲ置キ隨意科トシテ外國語ヲ置ク

工學部

經濟學	二講座
商法	二講座
行政法	二講座
國際法	一講座
數學力學	二講座
圖畫測量	二講座
物理學	二講座
土木工學	二講座
化學地質鑛物製造冶金學	二講座
機械工學	二講座

前ニ掲ケタル學科目ノ外必修科トシテ體操ヲ置キ隨意科トシテ外國語ヲ置ク

醫學部

解剖學組織學	二講座
生理學	二講座
畜生學	二講座
病理學	二講座
法醫學	一講座
內科學藥物學	三講座
外科學	三講座
眼科學	二講座
產科學	二講座
婦人科學	二講座
齒科學	二講座

○生徒ニ醫學部ニ於テハ藥學ヲ設ケス

前ニ掲ケタル學科目ノ外必修科トシテ醫用動物學醫用植物學醫用物理學醫用化學實驗ヲ置キ隨意科トシテ外國語ヲ置ク

○東海道線通常車時刻（下り）　午前五時三十分（八時三十分）、午後一時十分（四時十五分）、四時十五分、六時三十七分、九時四十分、十一時二十五分

○東海道線列車時刻（下り）　午前六時十五分（七時十分）、七時十分（八時十五分）、八時三十分（九時十分）、十一時三十分（午後一時）、午後二時十分（三時十分）、三時二十分（四時十分）、四時十五分（五時十分）、六時十五分（七時十分）、八時三十分（九時十分）、十一時三十分（十二時十分）

○東海道線列車時刻（上り）　午前五時二十分（六時十分）、七時十分、九時四十分、十一時五十分、午後一時十分、二時四十分、四時十五分、六時三十七分、八時三十分、十時十分、十一時十分

○東京横濱間列車時刻　横濱發（下り）　午前五時三十分（六時十分）、八時十分（九時十分）、十一時十分、午後一時十分、三時十分、五時十分、六時十分、八時十分、十時十分

○東京横濱間列車時刻（上り）　午前六時十分（七時十分）、八時十分（九時十分）、十一時十分、午後一時十分、三時十分、五時十分、六時十分、八時十分、十時十分

○東京千葉間列車時刻　千葉發（下り）　午前六時十分（八時十分）、午後二時十分（四時十分）、午後二時十分（四時十分）、午後四時十分（六時十分）、午後六時十分（八時十分）

○東京千葉間列車時刻（上り）　午前六時十分（八時十分）、午後二時十分（四時十分）、午後四時十分（六時十分）、午後六時十分（八時十分）